

る盲女、赤き衣きて、上に白き衣打かけたるが、鼓打て歌うたふさまなり、繪の旁に、宇多天皇に十一代の後胤いとうが嫡子に、かはづの三郎とて詞書あり、曾我物語などうたへるにや、其歌及び判詞に、大鼓かしら打といふ事あれば、舞まひの類なるべし舞まひは此職人盡の内曲舞とも、八はたに詣て、内野合戦山名が臣下、小林の上野介がことなうたふ處、總じて、こせ達の謠には、女御、更衣、帝王の御事も謠に作てうたふは、習ひ、云々これ職人盡の女盲と同じものと見ゆ。

〔嬉遊笑覽音曲六上〕今女盲をこせといふ、もと御前は貴人の邊なり、故に人をうやまひていふ詞なり、物語草子などに多く見えたり、御まへたちといふは、御前に侍る人をいふなり、今も音にて呼ながら、ごせんといへば重き詞なり、物語などに、殿は男を申し源氏玉かづらの内侍をかんのとのお前といふは女を申すならひなり、名物の琵琶に、殿御前と云があり、胡琴教録に、殿御前の琵琶るをば、御前と號す、盲女もやむごとなき御まへに侍るより、ごせとはいひ習へるにや、又は瞽女の音などにや、落穂集に、我等若年の頃迄は、躍子抔と申者は、縦令いか程高給を以て召抱申度と有之候ても、御當地町中には一人もなく、三味線と申物をば盲目の女より外にはひき不申事の様子に有之云々、去に依て、其節は、大名衆奥方には、盲女と名付たる瞽女を二人三人も抱置御慰など、有之節は、三味線を鳴し、小歌やうのものも諷ひ、座興を催申事に有之候、當時は、件のごせ抔と申者沙汰もなく、躍子三味線ひき計りの様に罷成候は、元祿之始已來の義にても、可有之哉とあり、人倫訓蒙字彙に、女盲が男に三線教る所をかけり、其條に、御前は、光孝天皇の御子、雨夜の前にはじまるといふ説あり、是もれきくのおくがたへも出入、又はいとけなき娘子に、琴三味線を教へ侍れば、身持きやしやにありたきものなりといへり、此草子には、座頭の條には、雨夜の御子の事なく、却てこの處に、雨夜の前と女御子と云たるもをかし、

〔評定所張紙〕私支配所村々座頭瞽女江配當之儀相糺候趣申上候書付